

石狩市企業告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第19号）第243条の2第1項の規定により、水道料金等の収納事務を次のとおり指定したので、地方自治法第243条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月1日

石狩市長 加藤 龍 幸



1. 委託事務

コンビニエンスストア等収納事務

2. 委託事務の内容

水道料金および下水道使用料

3. 指定期間

令和8年4月1日から

4. 収納委託業者

名 称	所在地
株式会社北海道銀行	北海道札幌市中央区大通西4丁目1番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号

5. スマートフォン決済提供会社

名 称	所在地
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
KDDI株式会社	東京都港区高輪2丁目21番地1号 THE LINK PILLAR 1 NORTH
楽天ペイメント株式会社	東京都港区港南二丁目16-5 NBF品川タワー
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4号